

三朝町技能労働者取組の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例について

三朝町技能労働者取組の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を別紙のとおり改正するものとする。

昭和三十八年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町技能労務取戻の給手の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務取戻の給手の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

オ十一條及びオ十二條に後段として次のように加える

これらの支給日前一月以内に退取し、又は死亡した取戻で規則で定めるものについても同様とする。

オ十二條中「六月十五日及び十二月十五日」を「三月十五日、六月十五日及び十二月十五日」に、同条各号列記中「六月十五日」を「三月十五日」に、「十二月十五日」を「六月十五日、十二月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に、「十二月以内」を「六月以内」に改める。

附則オ一項の次に次の二項を加える

- 1 取戻金は、昭和三十七年十月一日以降当分の間、月額の暫定手当を支給する
- 2 前項の規定により支給される暫定手当の額 どの他必要事項は町規則で定める
- 3 取戻の暫定手当が支給される間は、オ二條及びオ三條中「扶養手当」とあるのは「扶養手当・暫定手当」と、オ十五條中「給料」とあるのは「給料及び暫定手当の合計額」として読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。